

議案第 8 8 号

鳥取県税条例の一部改正について

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年 2 月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(知事権限の委任)	(知事権限の委任)

第4条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和29年鳥取県条例第27号）に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を所管する総合事務所長（鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。）に委任する。

(1) 略

(2) 法第58条第4項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に有する法人の法人税額又は個別帰属法人税額（第20条第12号に規定する個別帰属法人税額をいう。第9条において同じ。）の分割の基準となる従業者数の修正の請求に関する事項

(3)～(15) 略

2～5 略

第4条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和29年鳥取県条例第27号）に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を所管する総合事務所長（鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。）に委任する。

(1) 略

(2) 法第58条第4項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に有する法人の法人税額又は個別帰属法人税額（第20条第9号に規定する個別帰属法人税額をいう。第9条において同じ。）の分割の基準となる従業者数の修正の請求に関する事項

(3)～(15) 略

2～5 略

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を所管する総合事務所において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
利子等（ <u>第20条第7号</u> に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（ <u>第20条第14号</u> に規定する営業所等をいう。）で県内に所在するもののうち主たるものの所在地
特定配当等（ <u>第20条第8号</u> に規定する特定配当等をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税	略
特定株式等譲渡所得金額	略

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を所管する総合事務所において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
利子等（ <u>第20条第6号</u> に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（ <u>第20条第11号</u> に規定する営業所等をいう。）で県内に所在するもののうち主たるものの所在地
特定配当等（ <u>第20条第6号の2</u> に規定する特定配当等をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税	略
特定株式等譲渡所得金額	略

(第20条第9号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。)に係る県民税

略

2 略

(鳥取県行政手続条例の適用除外)

第18条 鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、鳥取県行政手続条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。

2 略

(第20条第6号の3に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。)に係る県民税

略

2 略

(鳥取県行政手続条例の適用除外)

第18条 鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、鳥取県行政手続条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。

2 略

(寄附金税額控除)

第24条の4 略

2 法第37条の2第1項第3号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、県内に事務所又は事業所を有する認定特定非営利活動法人等（租税特別措置法第41条の18の2第1項に規定する認定特定非営利活動法人等をいう。）に対する寄附金とする。

(個人の均等割の税率)

第27条 個人の均等割の税率は、1,000円とする。ただし、平成26年度から平成35年度までの各年度分については、1,500円とする。

(宅地等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第78条 宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされ

(寄附金税額控除)

第24条の4 略

(個人の均等割の税率)

第27条 個人の均等割の税率は、1,000円とする。

(宅地等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第78条 宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされ

る価格に比準する価格によって決定されるものをいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、前条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間に行われた場合限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)

第88条 略

2 略

3 法附則第11条第10項の規定により読み替えて適用される法第73

る価格に比準する価格によって決定されるものをいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、前条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成24年3月31日までの間に行われた場合限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)

第88条 略

2 略

3 法附則第11条第12項の規定により読み替えて適用される法第73

条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。

4 法附則第11条第14項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第14項の施行令で定めるものであることを証明する書類を添付しなければならない。

5 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の14第1項（法附則第11条第10項又は第14項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付

条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。

4 法附則第11条第16項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令で定めるものであることを証明する書類を添付しなければならない。

5 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の14第1項（法附則第11条第12項又は第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付

記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては第2項の書類を、法附則第11条第10項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては第3項の書類を、法附則第11条第14項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前項の書類を、第84条第1項の申告書に添付しなければならない。

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第89条 法第73条の24第1項 (法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては第2項の書類を、法附則第11条第12項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては第3項の書類を、法附則第11条第16項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前項の書類を、第84条第1項の申告書に添付しなければならない。

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第89条 法第73条の24第1項 (法附則第11条の4第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の24第1項（法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第2項の規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び第1項第4号に掲げる事項を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする者にあつては第84条第1項の申告書に前項の書類（前条第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を、法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前条第4項の書類（同条第3項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の24第1項（法附則第11条の4第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第2項の規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び第1項第4号に掲げる事項を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする者にあつては第84条第1項の申告書に前項の書類（前条第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を、法附則第11条の4第5項の規定により読み替えて適用される法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前条第4項の書類（同条第3項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならない。

第109条及び第110条 削除

(認定中小企業承継事業再生計画の認定を受けた事業者の事業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第111条 法附則第11条の4第3項の規定の適用を受けようとする

者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第39条の3第3項に規定する認定中小企業承継事業再生計画（以下この条及び次条において「認定計画」という。）に従って行われた法附則第11条の4第3項に規定する事業の譲渡又は資産の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類及び当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を認定計画に係る事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 不動産を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 不動産の所在、地番又は家屋番号、地目又は用途及び地積
又は床面積

(3) 不動産を取得した年月日

(4) 施行令附則第9条の2第2項に規定する建設計画中の不動産
(次条において「建設計画中の不動産」という。) にあって
は、建設開始年月日

(認定中小企業承継事業再生計画の認定を受けた事業者の事業の譲
渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関
する申告等)

第112条 法附則第11条の4第4項の規定による徴収猶予の適用を
受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、認定
計画に従って行われた事業の譲渡に係る不動産の取得であること
を証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をす
る際に併せて知事に提出しなければならない。

(1) 不動産を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 不動産の所在、地番又は家屋番号、地目又は用途及び地積
又は床面積

(3) 不動産を取得した年月日

(4) 建設計画中の不動産にあつては、建設を開始する予定年月

目

2 法附則第11条の4第4項の規定による不動産取得税の還付を受

けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条
各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければ
ならない。

3 法附則第11条の4第4項の規定によって徴収猶予を受けた者が

次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴
収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直
ちに徴収する。

(1) 法附則第11条の4第3項の規定の適用がないことが明らか
となったとき。

第109条から第112条まで 削除

(自動車取得税の非課税)

第134条の5の2 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が平成26年3月31日までに行われたときに限り、自動車取得税を課さない。

(用語)

(2) 法附則第11条の4第4項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(自動車取得税の非課税)

第134条の5の2 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、自動車取得税を課さない。

(用語)

第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 電気自動車 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。

(3) 略

(4) 電力併用自動車 内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを動力源として用いるもののうち、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。

(5) 充電機能付電力併用自動車 電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の3第3項第3号の総務省令で定めるものをいう。

第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 電気自動車 電気を動力源とする自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。

(3) 略

(4) 充電機能付電力併用自動車 法附則第12条の3第3項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。

(6) 略

(7) 略

(8) 平成22年度基準エネルギー消費効率 基準エネルギー消費

効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべき

ものとして定められたものをいう。

(9) 平成27年度基準エネルギー消費効率 基準エネルギー消費

効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべき

ものとして定められたものをいう。

(10) 略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第12号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(5) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第12号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(5) 略

(6) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項

に規定する障害福祉サービス（同条第14項に規定する自立訓練、同条第15項に規定する就労移行支援及び同条第16項に規定する就労継続支援に限る。）を行う法人又は同法第77条第1項第4号に規定する事業において同法第5条第22項に規定する地域活動支援センターを経営する法人が所有する自動車で専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供するもの

(6) 次に掲げる事業を営む法人が所有する自動車でその事業に

において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供するもの

ア 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する自立訓練を行う事業

イ 障害者自立支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を行う事業

ウ 障害者自立支援法第5条第15項に規定する就労継続支援を行う事業

エ 障害者自立支援法第5条第26項に規定する地域活動支援センターのうち生産活動その他の活動の機会の提供を通じて就

労に必要な知識及び能力又は生活能力の向上を図るものを運

営する事業

(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が所有する自動車専らその事業の用に供するもの（通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）

ア～ウ 略

エ 障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所に係る事業

オ 障害者自立支援法第5条第13項に規定する自立訓練に係る事業

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する児童発達支援に係る事業

キ 児童福祉法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援に係る事業

(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が所有する自動車専らその事業の用に供するもの（通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）

ア～ウ 略

エ 障害者自立支援法第5条第8項に規定する児童デイサービスに係る事業

オ 障害者自立支援法第5条第9項に規定する短期入所に係る事業

カ 障害者自立支援法第5条第14項に規定する自立訓練に係る事業

ク 児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサー

ビスに係る事業

(8) 障がい者等（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者、高次脳機能障害（頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として生じる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害その他の認知障害をいう。）その他の障害があるために日常生活若しくは社会生活に制限を受け
る者として知事が別に定めるもの又は難病として知事が指定する疾患にり患している者をいう。以下同じ。）を通所させ、障
がい者等の能力に応じた作業訓練、生活指導等を行う施設（市町村が運営する施設及び社会福祉法第2条第1項の社会福祉事業の用に供する施設を除く。以下「小規模作業所」という。）
を営む個人又は法人が所有する自動車で当該小規模作業所において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供するもの

(9)～(12) 略

(8) 鳥取県小規模作業所運営事業助成条例（平成12年鳥取県条例第11号）第2条第2項に規定する小規模作業所を営む個人又は法人が所有する自動車で当該小規模作業所において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供するもの

(9)～(12) 略

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲げる自動車に対し、1台について1年当たり、旧登録自動車に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、14年）を経過する日の属する年度以後の年度分の自動車税にあつては同表の重課税率の欄に定める額とし、平成23年環境重視型低燃費自動車のうち平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成23年度分の自動車税及び平成23年環境重視型低燃費自動車のうち平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成24年度分の自動車税並びに平成25年環境重視型低燃費自動車のうち平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成25年度分の自動車税及び平成25年環境重視型低燃費自動車のうち平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成26年度分の自動車税にあつ

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲げる自動車に対し、1台について1年当たり、旧登録自動車に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、14年）を経過する日の属する年度以後の年度分の自動車税にあつては同表の重課税率の欄に定める額とし、平成23年環境重視型低燃費自動車のうち平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成23年度分の自動車税及び平成23年環境重視型低燃費自動車のうち平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成24年度分の自動車税並びに平成21年環境重視型低燃費自動車のうち平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成21年度分の自動車税及び平成21年環境重視型低燃費自動車のうち平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成22年度分の自動車税にあつ

ては同表の最大軽課税率の欄に定める額とし、平成25年環境重視型自動車のうち平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成25年度分の自動車税及び平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成26年度分の自動車税にあつては同表の最小軽課税率の欄に定める額とし、それ以外の自動車税にあつては同表の通常税率の欄に定める額とする。

略

2 前項の旧登録自動車とは、平成15年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成13年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（電気自動車、天然ガス自動車、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるもの、メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電

ては同表の最大軽課税率の欄に定める額とし、平成21年環境重視型自動車のうち平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成22年度分の自動車税にあつては同表の最小軽課税率の欄に定める額とし、それ以外の自動車税にあつては同表の通常税率の欄に定める額とする。

略

2 前項の旧登録自動車とは、平成13年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成11年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（電気自動車、天然ガス自動車、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの並びにバス（一般乗合用のもの

力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）をいう。

3 第1項の平成23年環境重視型低燃費自動車とは、次に掲げるものをいう。

(1) 略

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の3第3項第2号イの総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の

に限る。）及び被けん引自動車を除く。）をいう。

3 第1項の平成23年環境重視型低燃費自動車とは、次に掲げるものをいう。

(1) 略

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の3第3項第2号イの総務省令で定めるもの（以下この号及び次項において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の

4分の1を超えないもので同号イの総務省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第2号ロの総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同号ロの総務省令で定めるもの

(3) 略

(4) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるもの

4 第1項の平成25年環境重視型低燃費自動車とは、次に掲げるも

4分の1を超えないもので同号イの総務省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第2号ロの総務省令で定めるもの（以下この号及び次項において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同号ロの総務省令で定めるもの

(3) 略

(4) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるもの

4 第1項の平成21年環境重視型低燃費自動車とは、次に掲げるも

のをいう。

(1) 略

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定によ
り平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下
のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべき

のをいう。

(1) 略

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、平成
17年天然ガス軽量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出
量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の
4分の1を超えないもので法附則第12条の3第4項第2号イ
の総務省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、平
成17年天然ガス重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排
出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値
の10分の9を超えないもので法附則第12条の3第4項第2号
ロの総務省令で定めるもの

ものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第4項第2号の総務省令で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車（法附則第12条の3第6項に規定する自動車にあつては、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上の自動車）のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので同条第4項第4号の総務省令で定めるもの

5 第1項の平成25年環境重視型自動車とは、エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー効率以上の自動車（法附則第12条の3第6項に規定する自動車にあつては、平成22年度基準エネルギ

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第4項第3号の総務省令で定めるもの

5 第1項の平成21年環境重視型自動車とは、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容

一消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち
窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の
1を超えないもの（前項に規定する平成25年環境重視型低燃費自
動車を除く。）で同条第5項の総務省令で定めるものをいう。

限度の4分の1を超えないもの（前項に規定する平成21年環境重
視型低燃費自動車を除く。）で法附則第12条の3第5項の総務省
令で定めるものをいう。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1）第4条第1項第2号及び第5条第1項の改正規定 公布の日
- （2）第24条の4に1項を加える改正規定、第27条の改正規定及び第137条の改正規定 平成24年4月1日
- （3）第18条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日

（鳥取県行政手続条例の適用除外に関する経過措置）

第2条 改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第18条第1項の規定は、平成25年1月1日以後にする同項に規定する行為につ
いて適用し、同日前にした改正前の鳥取県税条例第18条第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前に地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第 号。以下「改正法」という。）

第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条の4第3項に規定する認定がされた同項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って事業の譲渡又は資産の譲渡を受けた同項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者が同項に規定する不動産を施行日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税に係る減額若しくは徴収猶予の申告又は還付の申請については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第138条の規定は、平成24年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成23年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(規則への委任)

第5条 改正法の施行の日が平成24年4月1日後となる場合における新条例の規定の適用に関し必要な事項（前2条の規定の読替えを含む。）その他この条例の円滑な施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

2 この条例の規定（附則第1条各号に掲げる規定及び附則第2条の規定を除く。）は、改正法が成立しないときは、その効力を失う。こ

の場合において、この条例の失効に関し必要な経過措置は、規則で定める。